

令和7年8月14日

文化審議会第9期無形文化遺産部会（第1回）を開催します

標記会議を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

1. 日 時 令和7年8月19日（火） 14:00 ～ 16:00
2. 議題（予定）
 - （1）部会長及び部会長代理の選任について
 - （2）文化審議会無形文化遺産部会運営規則等について
 - （3）報告事項
 - ・ユネスコ無形文化遺産保護条約第19回政府間委員会の概要について
 - （4）ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づく提案案件について（審議）
3. 会議の公開及び諸連絡について
 - ・報道関係者及び一般の方については、傍聴に代えて、会議の模様をライブ配信により公開する予定です。
 - ライブ配信の登録受付は下記の期間において行いますので、期間内に「傍聴登録フォーム（QRコード又はURL）」から御登録をお願いします。

傍聴登録フォーム



URL : <https://forms.office.com/r/JpSETfxA5W>

受付期間 令和7年8月18日（月）12時まで

※受付期間外に届いたものは、登録できませんので御留意ください。

接続方法等の詳細につきましては、御登録のメールアドレスへ連絡いたします。

- ・議題のうち、(1)、(4)については非公開となります。
- ・会議資料につきましては、令和7年8月18日(月)を目処にHPに掲載します。
(下記 URL から「第9期 第1回」ページ(追って掲載)を御参照ください。)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/mukei_bunkaisan/nittei/

<問合せ先>

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
無形文化遺産係

担当 荻原、坂口、山崎

電話：03-5253-4111(代表) (内線 5734)

無形文化遺産部会の設置について

令和 7 年 4 月 1 8 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第 1 6 条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補に関する事項
- （3）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

(別紙)

文化審議会第9期無形文化遺産部会 委員名簿

(令和7年4月18日現在)

(正委員)

野嶋 洋子	独立行政法人国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター研究担当室長
松田 陽	東京大学准教授

(臨時委員)

井上 治	嵯峨美術大学教授
今井 陽子	国立工芸館主任研究員
大林賢太郎	京都芸術大学教授
大谷津早苗	昭和女子大学教授
笠嶋 忠幸	出光美術館学芸部部長・上席学芸員
久保田裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
黒川 廣子	東京藝術大学美術館教授
竹内由紀子	女子栄養大学栄養学部准教授